

高知県中小企業・小規模企業振興指針の見直し（案）の概要について

I 現指針の概要（令和4年3月制定）

1. 制定根拠等

- 「知事は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するための指針を策定するものとする。」（中小企業・小規模企業振興条例第12条）
⇒令和3年度に指針案を審議会に諮り、ご意見を踏まえて策定

2. 指針の考え方等

- (1) **指針**：地域地域で県内中小企業等が、まずは事業を継続し、そのうえで**成長**が図られるよう、**施策や取組の方向性**を示すもの（指針第1章の3、第2章）

⇒具体的に取り組むべき方向性として、次に掲げる**15の「基本的方向」を規定**

① 経営基盤の強化・経営資源の確保	⑨ 資金供給の円滑化
② 生産性の向上	⑩ 事業活動を担う人材の育成・確保
③ 新たな技術、製品・サービス等の開発の促進	⑪ 働き方改革を進める雇用環境の整備の促進
④ 知的財産の活用及び産学官の連携	⑫ 商店街等の振興を通じた地域の活性化の促進
⑤ 創業・新たな事業の創出の促進	⑬ 地域の多様な資源と地場産業を活かした事業活動の促進
⑥ 事業の承継の円滑化	⑭ 脱炭素化やSDGs等の新しい課題への対応
⑦ 中小・小規模企業の振興に資する企業誘致の推進	⑮ 自然災害や感染症への対応の促進
⑧ 地産外商の強化	

- (2) **県の支援のあり方**（指針第2章）

- ①中小企業等の自主的な経営の向上及び改善に**必要な情報を届けること**や「**意欲の喚起につながる仕掛け**」を講じ、そのうえで意欲や規模、成長段階に応じた伴走支援を実施
- ②事業者単体では取り組むことが困難な**需要の喚起**や**交流人口の拡大**に取り組む
- ③経営資源に限りのある中小企業等に、**デジタル技術を活用した事業者同士の連携した取組を促進し支援**

- (3) **重点取組**（指針第1章）

- ・事業継続に欠かせない**担い手の確保**とともに、成長につながる**デジタル化、グリーン化、グローバル化**について、**特に重点的に取り組む**

3. 推進体制（指針第3章）

- 高知県中小企業・小規模企業振興審議会を毎年度開催し、施策の実施状況や成果、課題を検証 ⇒審議会において、3つの**指針全体を貫く目標【大目標】**を設定

- 1** 事業所数：(10年後=R13)30,800所 ＊出発点(R3)33,064所
- 2** 1事業所当たりの付加価値額：(10年後=R12) 4,230万円 ＊出発点(R3)3,466万円
- 3** 条例認知度及び県の取組の満足度の向上(中小企業者版県政世論調査により確認)

※主な業種においては、中目標(事業所、1事業所当たりの付加価値額)を設定

4. 指針の見直し時期（指針第2章）

- 「指針に基づく**施策を、まずは令和6年3月まで実施したうえで、これを総括し、指針の見直しを行います**」とされている ⇒**今回、施策の総括及び指針の見直しを実施**

II 見直しの考え方と主な内容

1. 考え方

- 「指針」は県の施策や取組の方向性を示すものであるため、大幅な見直しはせず、**経済・社会情勢の変化を踏まえた見直しや、軽微な修正を実施**

2. 見直しの主な内容

<第1章 指針策定の趣旨>

- ①企業数や従業者数の**統計データを最新値等に更新**（経済センサス等の数値を使用）
＋ 県内中小企業等の現状を中長期的に把握する観点から、H24とR3の比較に統一
- ②現下の経済・社会情勢を踏まえ、**重点取組の内容を充実**
・「生産性の向上」の取組と「働き方改革の推進」の取組を両輪で進めていくことで、女性・若者・外国人など多様な人材が活躍できる環境づくりを進め、誰もがやりがいを持っていきいきと働ける企業へと成長を促していく旨を記載
- ③**見直し時期の更新（令和10年3月まで実施したうえで、総括し、指針を見直し）**
・大目標の事業所数及び付加価値額は、令和10年公表（R8経済センサス確報）予定のため、目標の達成状況も検証した上で、指針を見直し（第5期産振計画（R6～9）の総括ともリンク）

<第2章 施策の基本的方向>

- ①**15の「基本的方向」の修正**
 - i) 県として具体的にに取り組むべき方向性であることを踏まえ、県が主体となる記載に統一
 - ii) 産業振興計画の改定等を踏まえた修正 など

条例第11条「施策の基本方針」	指針に規定する「基本的方向（見直し案）」
1. 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び経営の革新を促進すること	① 事業戦略や経営計画等の策定・実行支援
	② 生産性向上 の後押し
	③ 新たな技術、製品・サービス等の開発の促進
	④ 知的財産の活用及び産学官の連携 の促進
2. 中小企業・小規模企業の創業の促進及び事業の承継の円滑化を図ること	⑤ 創業・新たな事業の創出の促進
	⑥ 円滑な事業承継の促進
3. 中小企業・小規模企業の販路等の拡大を図ること	⑦ 中小・小規模企業の振興に資する企業誘致の推進
	⑧ 地産外商の強化
4. 中小企業・小規模企業に対する資金供給の円滑化を図ること	⑨ 事業資金の円滑な供給の促進
5. 中小企業・小規模企業の人材の育成及び確保を図ること	⑩ 事業活動を担う人材の育成・確保の推進
	⑪ 働き方改革 の推進
6. 中小企業・小規模企業の振興を通して、地域の活性化や地域の多様な資源の活用を促進すること	⑫ 商店街等の振興を通じた地域の活性化の促進
	⑬ 地域の多様な資源と地場産業を活かした事業活動の促進
7. 中小企業・小規模企業の環境変化への適応の円滑化及び災害等への対応を促進すること	⑭ 脱炭素化などSDGs等の新しい課題への対応 の促進
	⑮ 自然災害や感染症への対応の促進

- ②**各基本的方向に列挙する個別施策「・」の削除**

- ・指針策定時は、施策をまとめたものが存在しなかったため、指針内に個別施策を記載
- ・**令和4年度以降、業種別に、基本的方向に基づく個別施策の取組をまとめた資料を作成し、審議会等で検証**しているため、指針内における個別施策の記載は削除